

(1) 規定の改定内容

<主な改定内容>

- ①成年後見人等ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱いの明確化
- ②各規定変更時の周知方法等について明確化
- ③定期預金の期日前解約の取扱いについて明確化

【改定内容の詳細】

以下の条項を新設・追加いたします。

(下線の条項を追加、二条線の条項を修正。)

条項の追加・変更	
①	<p>(成年後見人等の届け出)</p> <p>(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、<u>〜〜(中略)〜〜お届けください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。</u></p> <p>(2) ~ (5) 省略</p>
②	<p>(規定の変更等)</p> <p>(1)この規定の各条項〜〜(中略)〜〜その他相当の事由があると認められる場合には、<u>当社ウェブサイトへの掲載</u>その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 省略</p>
③	<p>(利息)</p> <p>(1) ~ (4) 省略</p> <p>(5)この預金を<u>第6条^{※1}第1項および第6条^{※2}第3項</u>の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、〜〜(中略)〜〜この預金とともに支払います。</p> <p>以下、省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>※1：財形積立式定期預金（5年定期コース）規定は「第5条」、期日指定定期預金規定（自動継続）《通帳制／証書制》、満期選択型定期預金規定（自動継続）、積立式定期預金規定は「第8条」、外貨定期預金規定（非自動継続、自動解約入金）《通帳制／証書制》は「第9条」、外貨定期預金規定（自動継続）《通帳制／証書制》は「第10条」。</p> <p>※2：財形積立式定期預金規定、財形積立式定期預金（5年定期コース）規定は「第4項」。</p> <p>(預金の解約、書替継続)</p> <p>(1)この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、<u>満期日前の解約はできません。</u></p> <p><u>(2) 省略</u></p> <p><u>(3) 省略</u></p> <p><u>(4) 省略</u></p>